

平成 28 年(ワ)第 129 号 損害賠償請求事件

原告 山下正寿 外 44 名

被告 国

原告ら第 7 準備書面(検討案)

高知地方裁判所民事部合1係 御中

平成 29 年 1 月 ● 日

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

原告らは、訴状および第 1～6 準備書面を一本化し、かつ必要な主張を補充して、以下のとおり主張を提出する。

第 1 請求の趣旨

1. 被告は、原告目録 1 記載の原告ら各人に対し、それぞれ金 200 万円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
2. 被告は、原告目録 2 記載の原告ら各人に対し、それぞれ金 100 万円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
3. 被告は、原告目録 3 記載の原告ら各人に対し、それぞれ金 666, 666 円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
4. 被告は、原告目録 4 記載の原告ら各人に対し、それぞれ金 50 万円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
5. 被告は、原告目録 5 記載の原告ら各人に対し、それぞれ金 333, 333 万円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
6. 被告は、原告目録 6 記載の原告に対し、金 20 万円及びこれに対する 2014 年 10 月 29 日から完済まで、年 5% の割合による金員を支払え
7. 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1. 総論

本件ビキニ核被災事件をめぐる一連の経過の真実は、米ソ核開発競争の中で米国が優位に立つために不可欠な核実験の継続を最優先させるために、日米両政府が一体となって、核被災の事実を徹底して隠蔽する行為を続けてきたことである。

この両政府の政治的思惑により、原告らをはじめ、日本全国の被災船員の被災調査記録が故意に隠され、また被災事実が明らかにならないようにするために、被災者に対する調査や援助等を、故意に放置し、被災船員の生命、健康、生活に深刻な損害を与えたものである。

本訴提起の目的は、これら日米両政府の暴挙の事実を究明し、その重大な責任を明らかにするとともに、些かでも被災の償いをさせ、ひいては全国の各種の核被災者救済活動の前進に寄与しようとするものである。

2. 政府の一連の行為の故意性

(1) 被災船員の被ばくの実態

- ① 厚生省(当時)が被災船舶の検査を打ち切った昭和29年12月未までに、放射能汚染を受けていると被告国自身の関係検査員が認定し、被災マグロを地中に埋めたり、海洋に投棄した漁船は、全国で延べ992隻に及んでいる(甲1、P151)。

そのうち、高知県の漁船は延べ270隻で、全国の3分の1を占めていた(甲1、P153～154)。核実験当時、日本に帰港したマグロ船からは次々と放射能が検知された。たとえば、第8順光丸3万カウント、第12高知丸3000カウント、第2幸成丸4000カウント、第11高知丸5000カウント(甲4、P1)、第13光栄丸のマグロから5000カウント、12月に帰港した第3清寿丸でも、船体からは1万6000カウント、マグロからは2000カウントなどが検知されている(甲1、P155～156)。

- ② また当時、日本の各大学、研究所の調査では同年5月16日から28日にかけて、降雨1リットル当たり、京都で8万6000カウント、静岡で1万9500カウント、東京で1万カウントであったと報告されている(甲4、P1)。

- ③ 日本政府自身の調査船俊こつ丸の調査でも、ビキニ周辺の海域の海水で7000カウント、プランクトンで1万カウント、カツオの内臓から4万8000カウントの汚染が記録されている(甲4、P1)。

俊こつ丸の矢部団長は、帰国第一声で、「率直に申し上げると、

水爆の実験が海水や魚類その他の生物に大きな影響を与えていることが分かりました」と述べている(甲1、P171～172)。

(2) 政府の対応

日本政府は、以上のような被ばくの実態を当然熟知していながら、あえて以下の対応をした。

- ① すでに主張してきたとおり、日米両政府は、核実験の翌年1月4日、早々に、物的被害を中心に、わずかな見舞金の受領で日本の一切の被害弁償は終わったことを確認する政治決着をした(甲1、P172、甲67、P159～166)。
- ② 上記の政治決着の延長線上で、日本政府自身が、被ばく対応はこれからという核実験の年の12月に突然被災調査そのものを打ち切った(甲6、64、65、34、甲67、P172～178)。
- ③ 1986年3月7日の国会での山原健二郎議員の質問に対して、被災資料はもう残っていないと答弁した(甲7)。
しかし、広島、長崎に次ぐ被ばく事件の記録が残っていないなどあり得ない。
- ④ 高知県の、政府に対する被災資料提出要請に対しても、ビキニ問題は解決済み、政府にはそれを扱う窓口もないと答えている(甲13)。

(3) 被災資料を故意に隠した事実の裏付け

- ① 日本政府の、日米政治決着行為は、ビキニ被災の事実が明らかになれば、日本における反米感情、核実験反対運動の高まりにより、アメリカの核戦略に大きな影響を与えることを恐れ、日米両政府が一体となって被災事実を隠蔽するために行われた。

甲第64号証では次のように述べられている。

本件ビキニ水爆実験に関与した米エネルギー省の元上級政策顧問ロバート・アルバレス氏は、この事実が隠されたのにはわけがありました。東西の冷戦時代、1950年代には、米ソの核開発競争で、米国は優位に立ちたいと考え、核開発の邪魔になるものはすべて取り除かれました。この日本人漁船員の被ばくも同じく隠してしまったのです。

また同じく甲第64号証では次のように指摘している。

水爆実験の周辺には、日本の多数の漁船が操業していた。しかし日本政府は第5福竜丸以外の漁船員が被爆したことは認めませんでした。翌年アメリカから200万ドルの見舞金を受け取ることで、この

問題を終わらせたのです。と。

また本件事件当時、この問題に関与した元厚生省審議官蔵田直躬氏は、第5福竜丸以外にも被爆者はいたと感じていたが、検査は途中で打ち切られた。歯がゆい。もっと自己反省をしなければいかん。と。

今や政府のビキニ被災資料隠しは公知の事実となっている。

- ② 1954年11月15日から19日まで、東京で開かれた「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」は、アメリカ側7名(ほとんど米原子力委員会メンバー)、日本側15名で非公開であった。日本側からは、久保山愛吉氏の遺体の臓器中の放射性元素の分析、ビキニ環礁付近の放射能分析、魚の体内汚染物質などの報告がされた。日米両研究者間の認識の差が残ったまま終了した。(三宅泰雄著「死の灰と闘う科学者」)。武谷三男博士は「科学的見地に立って討論したというなら、非公開にした理由はどこにあるのか。日米間に秘密のとり引きめいたことがなされているにちがいない」(朝日新聞1954年11月19日)と語った。しかし政府は、人体に危険を及ぼす恐れは全くなくなったとして、被災調査そのものを中止し、この方針を各都道府県にも通達で周知させ、これでビキニ事件は終わったものとされた(甲33)。西脇安教授らは、この会議後の放射能検査中止について「私達は此の突然の検査禁止は、いまなお汚染魚の入荷している現状に於いて時期尚早であると考えますので、如何なる専門的理由で禁止に決定したかを詳細に御知らせ願えたら幸いと存じます」と厚生省に質問状を提出している。

- ③ しかし、その調査中止当時、アメリカマグロ調査協会は、米原子力委員会生物医学部のウィリス・R・ボス博士に対し、「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」は、明らかに政府(厚生省)に漁獲マグロの放射線被ばく検査を中止するよう影響を与えました。12月28日に内閣は厚生省のマグロ検査中止の勧告を承認しました。マグロ検査中止は1955年1月1日に実行されます。このことを実行するために寄与したあなたと、あなたのお仲間にお祝いの言葉を送ります。」との書簡を送っている(甲67、P166～174、甲1、P180～181)。

この点については、甲第64号証において、当時ビキニ事件に関与した元厚生省審議官蔵田直躬氏の前記記載の発言内容からみても、被ばく調査の打ち切りが日米両政府の政治判断で行われたことを示し、政府の言った健康被害の恐れは全くなくなったという中止理由が全くの虚偽であったことを証明している。

3. 被告の具体的な不法行為

- (1) 被告の不法行為には2つのタイプがある。
- 一つは、原告らの被ばくの実、それを裏付ける被ばく関係資料を隠す行為(以下A型不法行為という)、もう一つは、原告らの被ばくの実を隠蔽するため、故意に原告らの被ばくの追跡調査や支援策を全くしなかった不作為行為(以下B型不法行為という)である。
- (2) A型不法行為は次のとおりである。
- ① 1955年1月4日の日米両政府間の政治決着(その内容は訴状請求原因2項参)
- この行為は、日米両政府が一体となって、200万ドルの見舞金の支払いで原告らの人的被害はすべて隠すという不法行為の出発点となる行為であり、その基本方針を決めた行為である。
- ② 1955年1月1日からの被災調査自体の打ち切り行為
- この行為も、原告ら船員の被災実を隠す行為の重要な部分を構成する。
- ③ 1986年3月7日の衆議院予算委員会での山原健二郎議員の質問に対し、もうビキニ事件関係の資料は残っていないと答弁し、被ばく資料の提出を拒否した行為
- 日本の三大核被ばくとして大問題になったビキニ事件の資料が残っていないなどあり得ず、最近になってアメリカで発見された被ばく資料を突き付けられて、東京都以外の県の倉庫にあったと弁解しても全く信用できない。
- ④ 2004年3月5日の高知県議会における塚地議員の質問を受けた橋本大二郎知事の、厚生省に対する、被ばく資料の開示要請に対し、ビキニ事件は解決済み、いまはそれを扱う窓口もないとして開示を拒否した行為(甲13)
- ⑤ その他の被災資料隠し
- アメリカで発見された被災資料に基づき、日本政府に開示を求めた際にも、以下のとおりの抵抗があった。
- ア. 紙智子議員とともに、厚労省に対し、これまで本件被災文書を出さなかった理由と責任の追及、速やかな文書開示の要求を行ったが、今回厚労省が開示した文書には、すでに公開された外務省の開示文書にある旧厚生省関係の文書に含まれていた被災船員の血液・尿などの検査記録は除外されていた。本来厚労省関連文書であることを認めながら、除外されていることを追求した。
- イ. ところが、やっと開示された本件被災文書の、被災船員の血

液や尿の検査資料は、全て黒塗りされており、これも個人の氏名等個人情報を除いて開示するよう交渉を行ったが結論が出ず、福島みずほ議員が国会質問で開示を強く迫り、やっと解決した。

ウ. 開示手続の過程では、一旦約束した開示がなかなか進まず、担当の厚労省課長補佐が突然交代し、開示内容、ページ数が開示当日まで示されず、開示後記者会見が予定されていることを知るや、先に国側の対応書面(被災者の健康を害する被災はないとする書面)を記者に配布し、記者会見主催者である太平洋核被災センターや紙議員らには対応書面を渡さない等の経過があった。

(3) B型不法行為は次のとおりである。

- ① 政府は、前記のとおり、日米政治決着し、被災調査の打切り以後、2014年10月29日の被ばく資料開示まで、原告らの被ばく事実が明らかにならないようにするため、被ばく者に対する健康の追跡調査や援助などの行為を全くせず放置した。
- ② この際、被告に作為義務があったことは、憲法15条2項、国家公務員法96条1項等での、公務員の国民に対する奉仕義務の存在と、深刻な水爆実験での被ばくの実事の存在だけで十分である。

4. 被告の不法行為の特性

(1) 本件不法行為の特徴は、被災の事実や資料を隠すという行為(作為)の連続性(隠し続ける)であり、作為義務があるのに、あえて何もしない行為(不作為)が連続する、典型的な継続的不法行為である。

(2) 時効の不成立

被告の不法行為は、被災調査を打ち切った1955年1月1日から、公文書開示の2014年10月29日まで続いているが、その不法行為の内容が、原告らの損害賠償請求権の行使に不可欠な、被災資料を徹底して隠す行為、徹底してあえて何もしない行為であったため、原告らは被告の不法行為の存在も、自らの損害の発生も知らず、損害賠償請求権の行使は全く不能であった。

したがって、2014年10月29日までは、損害賠償請求権の消滅時効は進行していない(民法166条1項)。

(3) 被告の時効の援用は信義則違反、権利の濫用

- ① 仮に時効期間が進行していたと仮定しても、被告は日米政治

決着に基づき、強い故意に基づき、原告らの被ばく資料を隠し続け、原告らの損害賠償請求権の行使を妨害し続けた。

しかも、その妨害をした張本人が、妨害され権利行使が出来なかった被害者に対し、時効による権利の消滅を主張することは、法的正義と衡平に反する恥ずべき行為である。

したがって、このような時効や除斥期間の援用行為は、公序良俗に反し無効であり(民法90条)、また信義則に違反し、権利の濫用であって認められない(民法1条1項2項)。

5. 継続的不法行為と損害賠償請求権

- (1) 前記のとおり、被告の本件不法行為による損害賠償請求権は、被告の、原告らの被ばく資料の開示日(2014年10月29日)までは消滅時効は進行せず、かつ被告の消滅時効、除斥期間の援用は無効であり、関係文書を開示した2014年10月29日以後3年間は、損害賠償請求権は存続している。
- (2) 仮に前項主張が認められないと仮定しても、被告が被災調査を打ち切った1955年1月1日から公文書開示日の2014年10月29日までの間は、時効や除斥期間が経過し、過去の不法行為による損害賠償請求権が消滅しても、同時に、日々新たな不法行為による損害賠償請求権が発生するというサイクルを繰り返すことになる(甲69-1, 2)。
したがって、2014年10月29日の不法行為終了から3年先までは不法行為による損害賠償請求権の時効や除斥期間は満了しない。

6. 国家賠償法第1条1項の要件事実

- (1) 公権力の行使にあたる公務員性
前記一連の政府の行為は、公務員の米国との外交交渉、政府の意思決定とその実行行為であるから、公権力の行使にあたる公務員の行為であることは明らかである。
- (2) 公務員の行為の職務行為性
この点についても、上記の通り政府の行為であるから、その職務行為性は明らかである。
- (3) 公務員の職務行為における故意、過失の存在
この点も、公務員の行為は、前記2記載のとおり、故意に基づく行為である。
- (4) 公務員の職務行為の違法性
 - ① 公務員は、憲法15条1項、国家公務員法96条1項に基づき、国民に奉仕する職責がある。

② しかるに、政府は、アメリカとの間において200万ドルの一部見舞金を受け取ることで日本の全ての損害賠償請求権、損害補償請求権を放棄するという越権行為、無権代理行為を行っており、その違法性は明らかである。

(このことは同時に、日本国民の人的被害等についての後始末はすべて日本政府の責任で行うという負担を引き受けたことになる)

③ ところが、日本政府は、この自らの責任を免れ、かつアメリカの核戦略に協力するために、原告らの被ばく資料を徹底的に隠し、かつ被災事実を隠すために原告らの健康の追跡調査や必要な援助などを意識的に行わず、原告ら被災者を放置した。

これは前記公務員の職責とは真逆の行為であるから、人道上も許されない違法行為である。

(5) 原告らの損害の発生

被告の、原告らに対する被ばく資料隠し、被災者支援対策の放置のため、原告らは必要な治療を受け、健康を守る権利、生命を維持する権利、安全、平穏な生活をする権利をことごとく侵害され、苦難の人生を強いられた。

(6) 公務員の違法行為と原告らの損害との間の因果関係

被告の不法行為に対する損害賠償請求権は、前記のとおり、被告の、原告らの被ばく資料の開示日から3年間は存続する。

被告の関係公文書開示以前の不法行為による損害中、原告らの精神的被害を償う慰謝料を一部請求するものであり、その損害は被告の不法行為による加害から直接発生する損害であるから、被告の不法行為と原告らの損害との間の因果関係は明らかである。

7. 以上により、原告らは、被告に対し、国家賠償法第1条1項に基づき請求の趣旨記載のとおり請求をする。

第3 予備的請求

上記主張が認められない場合には、予備的に以下のとおりの主張を提出する。

1. 請求の趣旨

上記主張と同じ

2. 請求の原因

(1) 国家賠償法第1条1項の要件事実

① 国の公権力の行使にあたる公務員性、その公務員の行為がそ

の職務を行うにあたり行われたこと、その公務員の行為が故意にもとづくものであること、公務員の職務行為の違法性については、上記主位請求の原因事実と同じ。

② 原告らが損害を被った事実

原告らは、2014年10月29日に、原告らの被ばく記録が開示され、被告が前記のとおり違法行為を行い、原告らの損害賠償請求権の行使を妨害してきた事実をはじめて知り、大きな怒りと衝撃を受けた。そのため新たな精神的打撃を受けた。

③ 被告の公務員の違法な職務行為と原告らの損害との因果関係

被告の前記不法行為責任が、仮に消滅時効等によって認められないと仮定しても、そのことによって公務員が違法な職務行為を行っていた事実まで消えるものではない。

しかも、原告らが上記損害を受けたのは、たまたまビキニ被災の関係文書が開示されたのを、単に一つの契機として、損害が新たに発生したに過ぎず、あくまでもその損害は過去の公務員の違法な職務行為の存在自体から発生した損害である。

したがって、公文書開示でなく、原告らの調査で、過去の違法行為が発見された場合でも同じく怒りと衝撃が発生する。公務員の過去の不法行為の存在を知った契機が何であるかに関係なく、不法行為の存在を知っただけで、原告らは同じ衝撃と怒りを覚える。

したがって、過去の違法な職務行為が存在しなければ、まったく発生しない損害であり、したがって違法な職務行為と原告らの損害との間には相当因果関係がある。

- (2) 以上により、原告らは国家賠償法第1条1項に基づき、請求の趣旨記載のとおり請求をする。

以上